第八条の十六の三第二項	事業年度（事業年度又は当該事業年度）	同項	読替え後の法人税法第五十七条第二項より	法人税法	同法	又は当該	事業年度）	事業年度が提出されている場合
第八条の十六の四	合併等前欠損金額（同項	法人税法	同項の規定に	開始した事業年度	事業年度（当該	「合併法人等十年前事業年度開始日	同項に	
第八条の十六の五	開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	「合併法人等十年前事業年度等開始日	同項に				

事業年度について被合併法人等の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の連結確定申告書（所得税法等改正法附則第三条の規定により改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第二条第十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）（当該合併法人等が四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結完全支配関係がある連結法人（当該被合併法人等との間に同条第十二号の七に規定する連結完全支配関係がある連結法人の連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）が提出されている場合	同項	読替え後の法人税法第五十七条第二項より、又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定により	法人税法	同法	又は当該	事業年度）	事業年度又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度	又は当該被合併法人の連結確定申告書が提出されている場合
第八条の十六の四	合併等前欠損金額（読替え後の法第五十三条第七項	法人税法	読替え後の法人税法	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第七項の規定により読み替えられた法（次条及び第八条の十六の七において「読替え後の法」という。）第五十三条第七項の規定に	開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	「合併法人等十年前事業年度等開始日	読替え後の法第五十三条第七項に

8　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第五十三条第七項		
合併法人等十年前事業年度等開始日の前十年内事業年度ごと	第八条の十六の七	法人について	法人について読替え後の法
		同条第九項	法第五十三条第九項
合併法人等十年前事業年度開始日の事業年度開始の日から	、同項の法人の合併事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等が当該事業年度開始の日前十年以内に開始した当該被合併法人等の当該設立日の属する事業年度（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日から当該設立日の一年前の日）から当該合併事業年度開始の日の前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定	法人について読替え後の法第五十三条第七項の規定	
合併法人等十年前事業年度等開始日の前十年内事業年度ごと	法第五十三条第七項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと	十年以内	九年以内
		前十年内事業年度	前九年内事業年度
同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項		